

仙台市の公認業者・責任技術者制度について

○公認制度の意義について

下水道における排水設備は、それを使用する者が自己の責任において適正に設置するよう義務づけられています。この排水設備は、住民の私的設備として位置づけられていますが、それが公共施設である公共下水道に直接影響を及ぼすことから設置に関しては、下水道法施行令第8条に規定されている構造の技術上の基準に適合した施工がなされなければなりません。その適正な施工を確保するために、各市町村でも条例、規則等により一定の施工基準を定めています。特に、排水設備工事を施工するにあたっては、専門的技術を必要とすることから、工事業者は技術的能力を有することはもちろんのこと、関係法令等を熟知しこれらを遵守しなければなりません。

このため、多くの自治体では排水設備工事を施工できる専門の業者として、条例等により、責任技術者が専属していることなどの基準を定めて承認（指定）しています。

1 公認業者承認の基準

承認の基準は、仙台市下水道条例（以下、「条例」という。）第6条の3第1項に次のとおり定めています。

- (1) 宮城県の区域内に営業所を有すること
- (2) 専属の責任技術者（※1 公益社団法人宮城県建設センターの実施した試験を合格、又は更新講習を修了し仙台市に登録している者に限る。）を1名以上置いていること

※1：（一財）宮城県下水道公社（以下、「公社」という。）で試験を実施していたが、令和4年度から、公益社団法人宮城県建設センター（以下、「建設センター」という。）にて実施。

- (3) 申請者が、条例第6条の3第1項第1号イからニまでの欠格事項に該当していないこと
- (4) 申請者が法人である場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者）に、前記(3)の欠格事由に該当する者がいないこと

2 責任技術者

(1) 登録の資格

仙台市に責任技術者として新たに登録できる人は、次のいずれにも該当する方です。

- ① 公益社団法人宮城県建設センターの実施した「下水道排水設備工事責任技術者試験」（以下、「試験」という。）に合格した者〔※1 参照〕
- ② 条例第6条の10第2項の欠格事由に該当していない者

(2) 登録の申請（仙台市公認排水設備工事業者規則（以下、「公認業者規則」という。）第13条）

登録を受けようとする方は、「責任技術者登録申請書」に試験合格証の写しと身元証明書（市町村によっては身分証明書という場合もある。本籍地の市町村で発行。）を添付して申請してください。

(3) 登録の有効期間（条例第6条の9第2項） 5年間

(4) 登録の更新申請（公認業者規則第13条第2項）

責任技術者の資格を継続するためには、建設センターが実施する5年ごとの責任技術者更新講習の受講の他に、登録している市町村での更新登録の手続きが必要です。

本市の登録更新を受けようとする場合は、有効期限満了の1か月前（11月末日）までに本市に更新手続きを行ってください。

なお、更新申請には、建設センターが発行する更新講習の修了証の写しが必要になりますので、必ず受講し、大切に保管してください。

3 公認業者及び責任技術者の責務（条例第6条の4、第6条の11）

公認業者及び責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則の定めるところに従って、適正に排水設備工事を施工する責務があります。

具体的な責務の内容は、次のとおりになっています。

	具体的な責務の内容	規定条項
公認業者	(1) 排水設備工事の確認(変更の確認を含む)を得てから工事に着手すること	条例第5条 規則第9条
	(2) 工事完了後5日以内に竣工届を提出し、検査を受けること	条例第6条第1項
	(3) 工事を施工する場合、専属の責任技術者にその職務を行わせること	条例第6条の4第1項
	(4) 法令、条例、規則の順守 ① 正当な理由がない限り、工事の依頼を拒否しないこと ② 自己の名義で他人に工事の施工をさせないこと ③ 検査で不合格のときは、適合するよう補修すること	条例第6条の4第2項 規則第7条 規則第8条 規則第10条
	(5) 商号、名称等に変更等があるときは、届け出ること	条例第6条の6 規則第5条
	(6) 市長の報告の請求又は立入調査を正当な理由がなく拒否しないこと	条例第6条の7
責任技術者	(1) 責任技術者の責務 ① 排水設備工事が法令の規定に適合していることの確認 ② 竣工検査の立会い	条例第6条の11第1項
	(2) 氏名、住所等に変更があるときは、2週間以内に届出ること	条例第6条の13 規則第15条

上記の責務に違反する行為又は公認業者、責任技術者としてふさわしくない行為、事由（不都合行為）があるときは、公認業者、責任技術者それぞれについて、仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱別表第2（第3条関係）指導・処分の基準(P.4参照)にある処分ができることを条例で規定しています。

4 責務（条例）に違反する行為に対する指導及び処分

仙台市では、適正な工事の実施と責務に違反する行為をなくすように、公認業者、責任技術者に対し指導を行っています。不都合行為があった場合の個別の文書指導及び処分を行う基準については、「仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱」（以下、「要綱」という。）に定めています。要綱では、公認業者、責任技術者それぞれについて持点制をとり、不都合行為が確認されたときはその行為に相当する減点を行い、持点が一定の点数以下になったときは、それに該当する指導・処分を行うものとしています。

仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱（抜粋）

（指導及び処分の基準）

- 第3条 前条第1項の指導及び処分は、持点減点法（不都合行為等が確認された場合に、公認業者等がそれぞれ有している所定の持点から当該不都合行為等の内容に応じて定められた減点を行う方法）により行うものとし、その基準は別表第2に定めるとおりとする。
- 2 公認業者等の持点は、別表第3に定めるとおりとする。
 - 3 第1項の減点は、別表第4に定めるとおりとし、減点をした日から2年を経過する日までの間効力を有するものとする。
 - 4 一の工事につき2以上の不都合行為等に該当することが認められた場合については、第1項の減点は、それぞれの不都合行為等の減点数の合計とする。
 - 5 公認業者等は、各自の持点の状況を確認することができる。

別表第3（第3条関係）持点（抜粋）

本要綱施行日（本要綱施行日以降において、承認又は登録された場合は、その承認日又は登録日）における持点	公認業者	300点
	責任技術者	300点

別表第2（第3条関係）指導・処分の基準

	持点	公認業者	責任技術者
指導	290点～201点のとき (減点数 10～99)	口頭注意	口頭注意
	200点～151点のとき (減点数 100～149)	文書注意	文書注意
	150点～101点のとき (減点数 150～199)	文書嚴重注意	文書嚴重注意
	100点～71点のとき (減点数 200～229)	文書警告	文書警告
処分	70点～41点のとき (減点数 230～259)	1月間の承認効力停止	1月間の登録効力停止
	40点～21点のとき (減点数 260～279)	2月間の承認効力停止	2月間の登録効力停止
	20点～1点のとき (減点数 280～299)	3月間の承認効力停止	3月間の登録効力停止
	0点以下のとき (減点数 300以上)	6月間の承認効力停止 又は承認取消	6月間の登録効力停止 又は登録取消

別表第4(第3条第3項関係) 不都合行為等の種別と減点数

1. 公認業者 条例第6条の8第1項に規定する不都合行為等の減点数

該当条項	不都合行為等の内容	減点数
条例第6条の8第1項第1号 (規則第9条第1項)	条例第5条第1項の確認を受けずに工事に着手した場合 ・無届工事、確認通知前の着工	100点
(規則第9条第2項)	条例第5条第2項の変更の確認を受けずに工事を行った場合 ・変更確認の無届	20点
(規則第7条)	正当な理由がなく工事を拒否した場合	40点
(規則第8条)	自己の名義で他人に施工させた場合 ・自ら現場施工管理を行っていない場合	40点
(規則第10条)	竣工検査で不合格とされたにもかかわらず指示された期間内に規定に適合する補修をしなかった場合 ・補修には書類の修正も含む ・補修期間は原則2週間とする(承認を得て期間を延長する場合はこの限りではない)	40点
(条例第6条の4第1項)	排水設備工事の施工に際し専属の責任技術者にその職務を行なわせなかった場合	40点 [職務不履行]
	竣工検査に工事を担当した責任技術者を立ち合わせなかった場合 ・病気などやむを得ないと認められる理由がある場合は検査前に申し出ること。	10点 [検査不立会]
(条例第6条第1項)	条例第6条第1項に規定する工事完了の届けを工事完了から5日以内に提出しない場合 ・工事完了とは、現場の施工及び竣工届(竣工図書)の作成が完了した時点とする。 ・正当な理由がなく竣工届(竣工図書)の作成のために工期を延期することはできない。	10点 [一部開始提出有] 30点 [一部開始未提出]
条例第6条の8第1項第2号	条例第6条の6第1項に規定する事項の変更を2週間以内に届け出なかった場合	10点
	上記の事項について虚偽の届出をした場合	40点
条例第6条の8第1項第3号	不正の手段によって承認又はその更新を受けた場合	300点
条例第6条の8第1項第4号 (条例第6条の7)	正当な理由がなく市長の報告の請求又は立入調査を拒絶した場合	40点
条例第6条の8第1項第5号	排水設備工事の施工に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められる場合 [著しい不当行為] ・申請内容と著しく異なる施工 ・重大な指示、指導不履行 等	100点 [著しい不当行為]
	[不正な行為] ・誓約違反 ・虚偽報告 ・指示、指導不履行 等	40点 [不正な行為]
条例第6条の8第1項第6号	公認業者として著しく不適当な事由(重大な法令違反等)があると認められる場合	300点

※※責任技術者の登録事項変更届について※※

「3 公認業者及び責任技術者の責務」(P.2 参照)にあるとおり、責任技術者は氏名、住所、勤務先等に変更があるときは、2週間以内に届出ることが条例で義務付けられており、違反した場合は10点の減点になります。適切な届出をさ
れていないと、仙台市よりご連絡することができず、登録更新などの重要なご連絡が届かない恐れがあります。期限内の届出の徹底をお願いいたします。

なお、届出が事由の発生した日から1か月を超えて遅れた場合には、責任技術者証の交付を窓口での直接交付にし、また、受付時に直接ご本人から事情を聴取する場合がありますのでご注意ください。

※必ずこのことを所属する責任技術者の方に周知徹底してください。

○優良公認業者表彰制度について

仙台市では、排水設備工事の施工及び水洗化普及促進に顕著な業績があると認められた公認業者に対し、毎年表彰を行っています。

『表彰基準』

仙台市優良公認業者表彰要綱(抜粋)

第2条 市長は、公認業者で、次の各号に掲げる要件すべてに該当するもののうち第2項に定める者及び特に表彰に値すると建設局長が認めるものを表彰するものとする。

- (1) 公認業者として6年以上の経歴を有すること
 - (2) 前年度工事施工件数が20件以上あること
 - (3) 確認申請書等の提出及び工事施工の手続き等が適正に行われており、過去2年間、仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱(平成7年5月25日下水道局長決裁)に基づく文書警告及び承認効力停止の処分を受けていないこと
 - (4) 前年度の工事竣工検査初回合格件数及び工事の成績が、別に定める評価基準におけるAの件数について評価点を付け、それらを加算した点数(以下「総合点数」という。)を施工件数で除した点数(以下「平均点」という。)が高い者
- 2 前項の規定により表彰を受ける者は平均点数の高い順に概ね3者とする。

令和5年度 不都合行為の状況について

不都合行為	R5年度	前年度比	指導及び処分に関する要綱による減点数
無届工事(事前に排水設備等の確認を受けずに工事に着手したものの。)	6 件	▲ 12 件	100点
竣工届遅延(工事完了の届けを工事完了から5日以内に提出しないもの。)	1 件	+ 1 件	(一部開始提出) 10点 (一部開始未提出) 30点
変更確認無届(事前に変更確認を受けずに申請内容を変更したものの。)	2 件	+ 0 件	20点
検査員指示不履行	0 件	+ 0 件	40点
竣工検査不立会い(竣工検査時に担当責任技術者が立ち合わないもの。)	10 件	▲ 37 件	10点
合 計	19 件	▲ 48 件	

- 本市では令和4年度より、「仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱」の適用基準の一部見直し及び明確化を行うことで、法令に則った適正な工事の徹底を図っています。
- 指導及び処分の基準等については、P. 3～4を参照し、指導及び処分に至らぬよう留意願います。

大切なポイント

- ◆ 令和4年7月1日より、改正後の要綱に則り指導・処分を行っています。

不都合行為があった場合、公認店の承認取消・責任技術者の登録取消も含めた指導及び処分を行っています。

- ◆ 運用開始から持点は300点となっています。

令和4年7月1日より、全ての公認店・責任技術者の持点を300点にした上で新しく運用を開始しています。

- ◆ 減点は、2年間有効となります。

不都合行為の内容により減点を行い、減点をした日から2年を経過する日まで減点は有効となります。(複数の不都合行為に該当する場合は、それぞれの不都合行為の点数の合計を減点いたします。)

- ◆ 公共柵及び取付管の無届工事や、道路占用・使用等の許可前着工は、法令違反となります。

無届で公共柵・取付管の工事に着手する事例や、道路占用・使用等の許可前着工の事例が散見されており、法令違反に当たります。法令遵守を徹底してください。

重大な不都合行為を行った場合や不都合行為が続いた場合、公認店・責任技術者の承認の停止又は取消等を行うこととなりますので、ご注意ください。